

大総務第 69 号
令和 8 年 3 月 23 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体である大阪市高速電気軌道株式会社に係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である都市交通局長から依頼があったので、同項の規定に基づき諮問します。

記

中期目標案 別紙のとおり。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

大阪市高速電気軌道株式会社

2 所管所属名

都市交通局

3 中期目標の期間

令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までの5年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市営地下鉄事業を民営化し当該法人に事業を移管するに際して、本市が策定した「地下鉄事業株式会社化(民営化)プラン」の内容を着実に実現すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

民営化プランに基づき、市内交通ネットワークを持続的・安定的に維持し、「人にやさしい地下鉄」としての安全対策、バリアフリーに対する取組を着実に実現している状態。

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標(可能な限り定量的なもの)

指標：車両内防犯カメラの設置列車数

目標：令和9(2027)年度までに111列車(全220列車への設置完了)

指標：エレベーターの増設によってバリアフリー経路を複数化した駅数

目標：最終年度までに10駅

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

鉄道利用における安全・安心の実現を図るため、車内防犯カメラを設置すること。

また、本市が「ひとにやさしい地下鉄」として先進的に取り組んできたバリアフリー施策を承継し、バリアフリー経路の複数化に取り組むこと。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例(可能な限り定量的なもの)

(3)に同じ。

5 制定日

令和8年 月 日